

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和5年1月18日

2. 回答を行った年月日

令和5年2月6日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は株式会社であるが、政治分野のセミナーサービスを新規事業として展開していくこととしている。その際、当該株式会社の「主たる活動」が政治活動に該当するとの判断により、当該株式会社を政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第3条第1項第3号の政治団体として都道府県選挙管理委員会へ届け出たいと考えている。

4. 確認の求めの内容

照会者である株式会社が法第3条第1項第3号の政治団体に該当するか否か。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会書に記載された株式会社は、法に規定する政治団体には当たらない。

（理由）

法では、第21条第1項において、会社、労働組合、職員団体その他の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をしてはならないこととし、同条第2項において、政治団体がする寄附については同条第1項は適用しないこととしている。

仮に、会社が政治団体になり得るのであれば、同条第2項により同条第1項の適用が除外され、会社から政党及び政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附をすることが認められることになるが、上記の趣旨を没却する恐れや、同条に対する脱法的な手段となり得ることから、そのような解釈は認められるものではない。

また、同法第21条の3第1項では寄附の総額について規定されており、寄附をする側について①個人（同項第1号）、②会社（同項第2号）、③労働組合又は職員団体（同項第3号）、④前二号の団体以外の団体（同項第4号）の4つのグループに分け、政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附の各年中の額を規制しているが、政治団体については、寄附の量的制限の適用除外としている。

政治団体については①～④のうち、④前二号の団体以外の団体に含まれるものと条文の規定以来一貫して考えられており、条文の文言上も、同項第4号のみ「前二号の団体以外の団体（政治団体を除く。）」と規定されている。一方、同項第2号は単に「会社」とし、「会社（政治団体を除く。）」と規定されていないが、これは、会社には政治団体である会社は含まれないことを意味すると解するのが相当であり、このことから、法が、会社が政治団体となり得ることを前提としていないことがわかる。

これらの理由により、株式会社を含む会社は政治団体となり得ないものと解する。